

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月30日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容	
1	発生時期・場所	令和3年9月8日 午後7時5分頃 高山市上三之町 [REDACTED]	
	事故の概要	救急出動時に患者搬送用担架が接触したことによる玄関扉ガラスの破損事故	
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（玄関扉ガラス）
	被害総額・市の過失割合	—	5,060円・100分の100
	賠償金	—	5,060円
	内訳	保険金	5,060円
		一般財源	0円
	専決年月日	令和3年10月5日 地方自治法第180条第1項	